

【質疑応答】

《広島県いじめ問題調査委員会による調査報告書について》

中国新聞 いじめ問題調査委員会から提出された報告書についてなんですけれども、今日の教育委員会会議ではどのような御意見が出ましたでしょうか。

教育長 非公開の報告・協議の内容でございますが、大変申し訳ありませんけれども、お答えができないという形になります。申し訳ございません。

中国新聞 関連してこの件についてなんですけれども、生徒の保護者の方から報告書を早急に公開してほしいというようにお話を頂いているのですけれども、この件についてはいかがでしょうか。どのあたりに公開されるとか、御予定等ありましたらお聞かせください。

教育長 被害生徒の保護者の方から公表を求めのお気持ちは伺っております。また、できる限りお気持ちに沿いたいと思っております。ただ、今後、広島県情報公開条例等を踏まえて慎重に判断していく必要があると思っております。また、再発防止の観点から、学校の生徒指導の体制を整えたり、教職員のいじめに対する対応力を高めていくことが必要だと感じております。

読売新聞 先ほど中国新聞の質問に対して、非公開の会議で後ほども何も言えないのであれば、普通はコロナ〔ウイルス感染症に関する公表〕でも何でもそうですけれども、非公開の場合は後ほど責任ある方がぶら下がり〔取材〕にに応じてくださるという形を取っていると思うのですが、非公開だからと言って、何も一言も言えないのであれば、あまりにも情報公開に後ろ向きと言わざるを得ないと思うのですが〔いかがでしょうか〕。

教育長 情報公開という観点におきましては、〔中国新聞の〕二つ目の質問でも申し上げました、広島県情報公開条例、こちらに沿った形で慎重に判断していくという形ですので、教育委員会会議の内容と今回の〔報告書の〕どこまで公開できるかということまずは精査させていただいて、〔公開の判断を〕やらなければいけませんので、すぐにどこまで公開させていただくということは申し上げられないということです。

読売新聞 発言者が分からないという形でも言えないということですか。

教育長 そうですね。〔報告書の〕内容そのものを非常に重く受け止め〔ておりますが〕、大変申し訳ございませんけれども、条例〔に沿った対応〕でございますので、それを踏まえた形での対応をせざるを得ないということをお理解いただきたいと思います。

読売新聞 今日の会議の内容についても、あまりにも何も言えないということであれば、関係者の方々もどういった話し合いが自分たちに関して行われたのか分からないですし、納得できないのではないかと思いますけれども〔いかがでしょうか〕。

教育長 内容につきましては、ここでは申し上げることはできませんけれども、いずれにいたしましても、教育委員会会議の方でも非常に重く受け止めた話し合いとなっております。

読売新聞 内容が分からなければ本当に重く受け止めていらっしゃるかどうか、私どもには判断しようがないんですけど〔いかがでしょうか〕。

教育長 内容そのものが、申し訳ありませんけれども条例を踏まえた対応にならざるを得ないので、どういった話し合いがなされたということも申し上げられないということになります。これは申し訳ないんですけど、〔会議の内容が報告書と〕非常に関係していることですのでお話しできないということになります。

読売新聞 条例に基づいて精査されたあかつきには、公開される部分もあると考えてよろしいですか。

教育長 それは、今後精査をしていき、できる限り保護者の方のお気持ちに沿いたいという気持ちがあります。この場で〔情報公開の範囲が〕ここまでですとかということと、今回の教育委員会会議の内容が〔報告書の内容と〕非常にリンクしておりますので、それで申し上げ

られないというような形でございます。

読売新聞 はい、では後ほど公開の可能性もあるということで、それは十分に検討していただけたらと思います。よろしくをお願いします。

《公立高等学校入学者選抜における不正行為事案について》

読売新聞 3月8日に行われた高等学校入学者選抜の一般学力検査で、持ち込みが許可されていないコンパスを机の上に置いていた受検生の方複数人が、受検無効になったという話があったと思うんですけども、県教〔育〕委〔員会〕としては、これはルールに則ったもので、正当な判断だったというお考えか、教育長の口から改めてお聞かせ願えればと思います。

教育長 今回ですね、学校の対応について、検査開始前に気付かなかったということですか、気付いた際にすぐに不正行為の対応ができなかったことに課題があると思っております、今後の再発防止に向けて様々な場面において、周知徹底を図りたいと思っております。入学者選抜はですね、子供の一生を左右する大変重要なものでありまして、二度とこのようなことがないように、県立学校、それから市町教育委員会ともしっかりと連携して再発防止に取り組んでまいりたいと考えております。

読売新聞 〔受検〕無効については正しい判断だったというお考えですか。

教育長 正しい正しくないというよりもそうせざるを得ない判断だと思います。

読売新聞 そうせざるを得ないという理由は何でしょうか。具体的に教えてください。

教育長 〔各学校が作成する入学者選抜実施〕要項にそのように書いてあるからです。

読売新聞 要項に沿った判断だからということですね。

教育長 そのようになります。

読売新聞 感情論になるかもしれませんが、教育長もおっしゃったように15歳の子で、やはり受検というのは自分のことを思い出しても非常に大きな人生の節目かと思うのですが、やはり〔受検無効となった受検生に対して〕救済措置ですとか、そういったことはルール上考えにくいものですか。

教育長 いろんな見方があるかと思いますが、今回の件につきましては、要項に沿った形で、公平性を担保するためにも、このような措置をせざるを得なかったと思っております。

読売新聞 やはりルールに則って、公正性を重んじて、そういう救済措置というのは難しいということですね。

教育長 そうですね。ただ今後、このようなことがないように高校としてもですね、それから市町教育委員会とも連携を取って、こういったことがないようにしていきたいと思っております。

N H K これに関連してなんですけれども、今後このようなことがないようにというのは具体的にどういうふうに連携というかですね、どういうことをされますか。

教育長 まず、入学者選抜のルール、持ち込んで良い物というようなことで表記をしたり、あるいは〔検査前に受検生に対して注意喚起の〕放送をかけたりしていますけれども、生徒さんの方にも、もちろん注意喚起したり、あるいは検査が始まる前に、万が一そのような〔持ち込みが許可されていない〕ものがあつたりした場合、見付けるということと、これはだめですよと検査の前に行わなければならないと思っております。それから今回の件というのは、やはり気付いてすぐに〔適切な〕対応ができなかったことだと思っております。この部分で、今申し上げましたように、一つは、検査開始前に気付く、それから気付いた際に必ず、その場で〔適切な〕対応するという連携ができるように、体制を整えていきたいと思っております。

N H K 検査前に気付くとなると試験監督の負担も大きくなるというかですね、少人数だったら

見られますけど、全部チェックして検査が始まる前にこれはだめよということをやるということですか。

教育長 それもそうですし、送り出していただく学校の方でもやはり指導していただいたり、あるいは保護者の方にも御指導いただいたり、いろんな面で注意喚起していなければいけないと思っております。

N H K 要項そのものは見直す考えは〔ありますでしょうか〕。〔要項を定めるのは〕各学校ではあるのですけれども、見直したりはされますか。

教育長 できる限り分かりやすくしていきたいと思っております。それとどこまでできるかということはありませんけれども、できる限り親切にというか、配慮した形で要項を作らなければいけないかなというふうに思っております。

N H K そもそもなんですけれども、持ち込んでいけないものではあったと思うのですが、コンパスが。コンパスで不正はできないだろう、だから良いんじゃないのという意見もあるかと思うんですけど、それに対してはいかがですか。

教育長 検査問題を見てからそのように御質問いただければと思います。検査問題に、別にコンパスではないですけど、作図を使った問題も含まれておりますので、それはいろんな考え方があってもいいかもしれません。使わなかったから良いだろうとか、いろいろお考えがあると思っておりますけれども、私どもは要項に従ってやっていかないといけない。要項に従ってやった生徒さんからすると、ずるいということもあるわけですね。ですから、あくまで要項に従わせていただいて、ちょっと厳しいかもしれませんが、〔検査の実施を〕やらざるを得ないというようなことがあると思っております。何より問題は、見付けてすぐに〔適切な〕対応ができなかったというところが、やはりまずかったかなと。これは本当に由々しき問題だと思っております。

N H K 見付けてすぐに対応というのは、見付けてすぐに没収して、不正〔行為〕だから受検無効ですよと言わずに、最後まで〔検査を〕受けさせたということのことですか。

教育長 そうです。そこでお終いというふうにしないといけなかった。

朝日新聞 関連でお伺いするんですけども、先ほど気付いてすぐに対応できなかったことを問題として挙げておりますけれども、今回の当該教室の〔検査〕監督者の責任と言いますか、学校側の責任や処分の必要性についてはどのようにお考えでしょうか。

教育長 既にですね厳正に処しております。このあたりは、教職員課長の方からお願いします。

大島教職員課長 既にですね、事実を確認した上で対応しているという状況です。

朝日新聞 具体的などういう処分に対応されているのでしょうか。

大島教職員課長 具体的な処分の内容につきましてはお答えできませんけれども、いわゆる懲戒処分は行っていないということです。

朝日新聞 つまり注意処分ということですか。

大島教職員課長 そうですね、懲戒処分ではないため非公表の取扱いとしておりますので、そのあたりについては御理解いただきたいと思っております。

朝日新聞 その点を教育長にお伺いしたいんですけども、15歳の生徒の方は受検無効というかなり厳しい処分を受けております。その一方で、〔検査〕監督者については、発表基準にも当たらないような軽い処分となっておりますけれども、この差についてはどのようにお考えでしょうか。

教育長 子供は処分ではなくて、これは要項に則った形の対応と思っております。私どものこの学校に対する処分は、私の方でさせていただきますけれども、大変申し訳ありませんけれども、懲戒処分以外はどういうような措置をしたかということは公表できないこととなっておりますので、これ以上のことは控えさせていただきたいと思っております。

朝日新聞 関連でお伺いしますが、今の現場の〔検査〕監督者のお話でしたけれども、今回、その連絡体制の不備ですとか、学校としてのガバナンスの問題もあると思うんですけれどもその点についてはどう考えでしょうか。

教育長 はい、学校長を始め、そういった意味では措置をさせていただいております。

朝日新聞 学校長に対する措置というのは。

教育長 学校長を始め、私の方からある一定の対応をさせていただいております。

朝日新聞 つまり、注意をされたということですか。

教育長 細かいことは申し上げられませんが、対応をさせていただいております。詳しくですね、誰にどうしたというのは申し上げられないということなんですね。申し訳ありませんけれども、先ほどお伝えしましたように。ただ、おっしゃるように、これはガバナンスの問題でもあり、対応力の問題でもあり、検査の前にきちんとこういう場合はこうましようということもやっているはずなんです。それがきちんと履行できなかったということで、マネジメントの問題でもあるかと私は思っておりますので、それによって不愉快な思いをさせたしまった受検者の生徒の方と、それから保護者の皆様等には大変申し訳ない気持ちでおります。

#### 《新型コロナウイルス感染症拡大に伴う臨時休業について》

N H K 新型コロナウイルスに関連してですね、広島でも感染者数が増えていて、変異株も見つかっている中で、例えば大阪府とかでは〔臨時〕休業もという話もあったりしてですね、そのあたりは広島県の場合は、〔臨時〕休業にするかしないかとかですね、そういったことはどのようにお考えでしょうか。

教育長 まさに去年の今頃、〔臨時〕休業にするかしないとかで、大変、児童生徒を始めですね、いろんな方々が心配して、実際〔臨時〕休業になって、大変な思いを日本国内だけではなくて、世界中がしているわけですがけれども、今のところ、今の状況であれば、学校の〔臨時〕休業はなるべくしないでおきたいと思っています。ただ、今後本当に家の外に一步も出られないというような感染状況になってしまったりした場合はですね、これはまたちょっと判断しなければいけないと思っています。ただし、働いている人は働くけど、学校だけが〔臨時〕休業というのは、これはないと、絶対に。と思っております。

N H K ありがとうございます。ちなみに部活動で何かこういうのはやめてとか、当初から〔活動方針を〕決めていると思うのですが、新たに厳しくしたりということは今のところはないですか。

教育長 広島県の〔感染拡大防止に向けたステージが〕ステージⅠからステージⅡに上がったという通知を〔県立学校に〕出しておりますけれども、部活動についても、特段注意をしてやってくださいという。マスクをしたり、ソーシャルディスタンスを設けたりという普段どおりの〔対策〕ですよ、豊かな心と身体育成課長。

豊田豊かな心と身体育成課長 学校の新しい生活様式のレベル2に従った形での学校生活を送るということで、感染リスクを減じながら活動してくださいということになっております。

中国新聞 〔新型〕コロナ〔ウイルス感染症〕に関連してなんですけれども、もし、例えば感染者が多く出た学校が〔臨時〕休業とかなった場合に、在宅で学習をとかということになると考えられると思うのですが、そういった場合、ICT設備とかは整っていらっしゃるでしょうか。

教育長 はい。整っております。既にこれまでも、学校で例えば、一部の生徒さんが〔PCR検査が〕陰性になったのだけれども、2週間学校に来られないとかというようなこともありました。その際、私もどんな状況でやっているのか〔学校を〕見に行きましたけれども、授

業をインターネットで配信して、BYOD※で1年生だけ〔パソコンを〕持っているという学校と、1・2年生が持っているという学校と、1・2・3年生とも持っているという学校がございますが、〔学習機会が〕不利にならないように貸出し機器を、昨年度からも、きちっと準備をしております。そういう形で在宅で〔学校を〕休まなければならないと、休業措置のお子さんに関しては、授業がきちっと配信されるように、各学校で体制を整えてもらって、即座に家から見たりできるようにしております。もちろん、〔訪問した学校では〕実際リアルな形で他の生徒さん〔は学校に〕来ていましたので、その〔休んでいる〕生徒さんも〔学校に〕来たいでしょうけれども、保健所の指示に従ってやはり2週間、陰性だけど、念のため休んでくださいというふうに言われたらそれに従わなければいけない訳でして、できる限り学びを止めないということで、そこはですね、ほぼ100%と言ったらあれですけども、広島県の場合は、前年度からやっておりますので、県立学校に関しては、そこはもうばっちりとですね、できないということなく、Wi-Fiとパソコン貸出しで生徒さんに家の中から〔授業を〕見ていただくようにしています。ただし、具合が悪いとかというお子さんはこの限りではないので、それは何ともできないのですけれども、やはり生徒さんも不安だと思いますので。先に授業が進んでしまうと、あるいは教室の状況がどうかなと不安に思いながら、おうちで過ごしていらっしやると思いますので、勉強だけでなくですね、そこは心の問題も大きいなと思っております、自分がこの学校を〔休んで〕出ていったときにどう言われるかなって〔いう不安が〕あると思うんですね。それが覗き見できていればちょっと安心ですね。「戻って来いよ」って画面に向かって話しかける生徒もいるでしょうし、その心理的な要素というのはすごく大きいかなと思っております。そのあたりも通知というかですね、学校に勉強だけでなく、心のカバーをどうするかというようなことも含めて、各学校の校長には、総括指導主事の方から伝えてございます。

※BYOD・・・「Bring Your Own Device」の略称。個人が所有するパソコン・タブレットなどの端末を持ち込み、活用すること。